

福岡市公報

令和5年7月13日 第6974号

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

一目

次一

ページ

告

示

○地縁による団体の主たる事務所又は代表者の変更（第179号）……………1

公 告

○一般競争入札の実施（第197号）……………2

○一般競争入札の実施（第198号）……………5

○特定調達契約等に係る随意契約の相手方の決定（第199号）……………5

○開発行為に関する工事の完了（第200号）……………6

○開発行為に関する工事の完了（第201号）……………6

○特定計量器定期検査の実施（第202号）……………7

○指定管理者の公募（第203号）……………8

○指定管理者の公募（第204号）……………10

正 誤

○令和5年3月30日付第6945号中正誤……………13

告 示

福岡市告示第179号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、同条第1項の認可を受けた地縁による団体から告示された事項について変更の届出があったので、同条第10項後段の規定により次のように告示する。

令和5年7月13日

福岡市長 高島宗一郎

区分	名称	主たる事務所	代表者の住所及び氏名
変更前	千隈自治会		福岡市城南区千隈二丁目 64番31号 宗治彦

変更後			福岡市城南区干隈二丁目 24番30号 池田 光穂
変更前	友丘1丁目第1 区自治会	会長宅（福岡市城南区友丘 一丁目7番7号）	福岡市城南区友丘一丁目 7番7号 小山 紀子
変更後		会長宅（福岡市城南区友丘 一丁目10番7号）	福岡市城南区友丘一丁目 10番7号 高場 瞳美
変更前	友丘1丁目2区 町内会	会長宅（福岡市城南区友丘 一丁目17番15号）	福岡市城南区友丘一丁目 17番15号 長谷川 晋也
変更後		会長宅（福岡市城南区友丘 一丁目18番38-1号）	福岡市城南区友丘一丁目 18番38-1号 田口 雅浩
変更前	長尾2丁目自治 会		福岡市城南区長尾二丁目 15番10号 橋本 静男
変更後			福岡市城南区長尾二丁目 3番128号 下村 喜代嗣

公 告

福岡市公告第197号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市契約事務規則第5条の規定により次のように公告する。

令和5年7月13日

福岡市長 高島 宗一郎

1 電子入札に付する事項

業種	件名	備考

一般土木A	福岡（地行浜二丁目外）地区（1）下水道築造工事	総合評価落札方式
	アイランドシティ（みなと香椎三丁目外）地区下水道築造工事	
	一般県道桧原比恵線（平尾工区）電線共同溝建設工事（その16）	
	草ヶ江（別府五丁目）地区下水道築造工事	
	市道筥松線外3路線（九大跡地周辺道路）電線共同溝建設工事（その2）	
一般土木B	市道箱崎146号線（九大跡地外周道路）電線共同溝建設工事	
	弁天川河川改修（No.19+11.5～No.23+12.8右岸）工事	
	道手池改修（その2）工事	
	都市計画道路国道3号線（東那珂）電線共同溝建設工事（その2）	
	令和5年度博多川護岸改修工事	
一般土木C	市道有田1272号線歩道設置工事	
	松崎（千早五丁目）外地区下水道築造工事	
	草ヶ江（鳥飼七丁目）地区下水道築造工事	
	吉塚655号線道路改良工事	
	西新（荒江一丁目）地区下水道築造工事	
	福岡空港線電線共同溝建設工事（その2）	
	平尾高宮（大楠二丁目外）地区下水道築造工事	
	平尾高宮（平尾二丁目4）地区下水道築造工事	
	市道千代今宿線（興徳寺橋）護岸築造工事（その3）	
	臼佐（横手四丁目外）地区下水道築造工事	
	臼佐（弥永四丁目）地区下水道築造工事	
	飯倉（原一丁目）地区下水道築造工事	
	福岡（天神二丁目7外）地区下水道築造工事	
	唐の原川河川改良工事（その1）	

	室見（室見五丁目）外地区下水道築造工事	
	西部（中田）埋立場第4区画粗造成工事（その3）	
	市道博多駅草ヶ江線（六本松・谷）道路改良工事（その2）	
	東区下原5丁目地内蓼原池洪水吐改修工事	
	令和5年度二級河川七隈川護岸改良工事	
	市道桧原2166号線外4路線道路改良工事	
	市道地行百道線道路改良工事（4工区）	
	下月隈団地線外道路改良工事（その4）	
	田村4丁目地内歩道設置工事	
建築B	松島小学校校舎その他外壁改修工事	総合評価落札方式
建築C	城西ポンプ場外壁改修工事	
	早良保健所外壁改修工事	
	浜の町ポンプ場外壁改修工事	
管A	福岡競艇場中央スタンド空調設備更新工事	総合評価落札方式
	南部療育センター（仮称）新築空調設備工事	
	東エリア特別支援学校高等部校舎新築空調設備工事	
	南部療育センター（仮称）新築衛生設備工事	
	東エリア特別支援学校高等部校舎新築衛生設備工事	
鋼構造物	東部資源化センター可燃物搬出コンベア点検歩廊更新工事	
機械	和白水処理センターB系最初沈殿池機械設備更新工事	
	和白水処理センターB系生物反応槽機械設備更新工事	
	中部水処理センターA系No.3・4沈砂池機械設備更新工事	

2 詳細は、入札説明書による。

3 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 方法

入札情報サービスシステムにより配布する。

URL <https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/contract/index.html>

(2) 期間

この公告の日から令和5年7月21日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(3) 時間

午前6時から午後10時まで

福岡市公告第198号

地方自治法第234条第1項の規定に基づき、一般競争入札により調達契約を締結するので、地方自治法施行令第167条の6及び福岡市契約事務規則第5条の規定により次のように公告する。

令和5年7月13日

福岡市長 高島宗一郎

1 電子入札に付する事項

業種	件名	備考
電気A	東エリア特別支援学校高等部校舎新築電気工事	総合評価落札方式
	南部療育センター（仮称）新築電気工事	
消防施設	東エリア特別支援学校高等部校舎新築消火設備工事	

2 詳細は、入札説明書による。

3 入札説明書を次のとおり配布する。

(1) 方法

入札情報サービスシステムにより配布する。

URL <https://keiyaku.city.fukuoka.lg.jp/contract/index.html>

(2) 期間

この公告の日から令和5年7月25日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(3) 時間

午前6時から午後10時まで

福岡市公告第199号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（以下「特例政令」という。）の規定が適用される調達契約等について、随意契約の相手方を決定したので、特例政令第12条及び福岡市契約事務規則の特例を定める規則第9条の規定により次のように公告する。

令和5年7月13日

福岡市長 高島宗一郎

福岡市公報

令和5年7月13日 第6974号

随意契約に係る 物品等又は特定 役務の名称及び 数量	契約に関する 事務を担当す る組織の名称 及び所在地	随意契約 の相手方 を決定し た日	随意契約の相 手方の氏名又 は名称及び所 在地	随意契約に係 る契約金額	随意契約 の理由
教育データ連携 基盤プロトタイプ試行検証及び 要件定義（調達 支援）に係る業 務委託	福岡市中央区 天神一丁目8 番1号 教育委員会 指導部教育 I C T 推進 課		東京都千代田 区大手町二丁 目3番1号 エヌ・ティ ・ティ・コ ミュニケー ションズ株 式会社	71,799,750円	特例政令 第11条第 1項第1 号該当

福岡市公告第200号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第3項の規定に基づき公
告する。

令和5年7月13日

福岡市長 高 島 宗一郎

1 開発区域に含まれる地域の名称

福岡市城南区南片江二丁目141番1、142番1、145番1及び146番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市城南区片江三丁目21番12号

樋口 政和

福岡市公告第201号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第3項の規定に基づき公
告する。

令和5年7月13日

福岡市長 高 島 宗一郎

1 工事が完了した工区の名称

第2工区

2 第2工区に含まれる地域の名称

福岡市早良区原二丁目375番1及び413番

開発区域内に存する市有の水路

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

北九州市小倉北区紺屋町12番4号

株式会社 ミクニ

福岡市公告第202号

計量法第19条第1項の規定に基づき、特定計量器の定期検査を行うので、同法第21条第2項の規定により次のように公示する。

令和5年7月13日

福岡市長 高島宗一郎

1 集合定期検査

(1) 集合定期検査を行う区域

東区、城南区、早良区及び西区

(2) 対象となる特定計量器

計量法第19条第1項に規定する特定計量器。ただし、特定計量器検定検査規則第39条第1項各号のいずれかに該当する特定計量器を除く。

(3) 実施の期日及び場所

検査期日	検査時間	検査場所
8月16日	午前11時から午後2時30分まで	馬出小学校
8月17日		和白公民館
8月18日		西新小学校
8月22日		原西小学校
8月23日		七隈小学校
8月24日		姪浜小学校
8月25日		壱岐東小学校

なお、上記の期日及び場所において検査を受けることができない者は、次に掲げる期間及び場所において検査を受けなければならない。

検査期日	検査時間	検査場所
令和5年8月16日から令和6年3月31日まで。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日にに関する法律に規定する休日並びに令和5年12月29日から令和6年1月3日までを除く。	午前10時から午後4時まで	福岡市計量検査所

2 集合定期検査を行わせる指定定期検査機関の名称

一般社団法人 福岡県計量協会

福岡市公告第203号

福岡市音楽・演劇練習場条例（以下「条例」という。）第14条第1項本文の規定に基づき、次の公の施設について指定管理者の指定を受けようとする者を公募するので、福岡市音楽・演劇練習場条例施行規則（以下「規則」という。）第19条の規定により次のように公告する。

令和5年7月13日

福岡市長 高島宗一郎

1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
福岡市祇園音楽・演劇練習場	福岡市博多区祇園町

2 指定の予定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

3 管理の業務の範囲

- (1) 当該公の施設の利用の制限に関する業務
- (2) 当該公の施設の利用の許可に関する業務
- (3) 当該公の施設の使用料の徴収に関する業務
- (4) 当該公の施設の使用料の減免に関する業務
- (5) 当該公の施設の施設、付属設備等の維持及び修繕に関する業務
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

4 管理の基準**(1) 開館時間**

午前10時から午後10時30分まで

(2) 休館日

毎月の第3水曜日及び12月28日から翌年1月3日まで

(3) 使用料の徴収

条例第6条第1項並びに規則第11条及び第12条に定める額を徴収すること。

(4) 使用料の納入の手続

収納した使用料について、市長が指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）に、収納日の翌日（同日が休館日又は指定金融機関の休業日である場合は、その翌日以後の最初の休館日でない指定金融機関の営業日）までに納入すること。

(5) 使用料の減免の基準及び手続

条例第7条及び規則第15条に定める基準及び手続によること。

(6) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い

個人情報の保護に関する法律第66条第2項において準用する同条第1項に定めるところによること。

(7) 利用者の使用を制限するときの要件

条例第3条第1項に定める要件によること。

(8) 管理に係る対価の支払方法

会計年度ごとに支払うこととし、支払時期及び支払方法については指定管理者との協議により別途定める。

5 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準

(1) 方法

(2)に掲げる基準の適合審査

(2) 基準

ア 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。

イ 当該公の施設の効用を十分に發揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。

ウ 当該公の施設の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める基準

6 指定管理者の候補者となることができる資格

法人その他の団体又は法人その他の団体により構成される共同事業体（以下「法人等」という。）であって、次のいずれにも該当しないもの

(1) 福岡市契約事務規則第2条第1項及び第2項に規定するもの

(2) 法人等又はその代表者が、所得税、法人税、消費税、地方消費税及び本市市税を滞納しているもの

(3) 自らの責めに帰すべき事由により、5年以内に指定管理者の指定の取消しを受けたもの

(4) 法人等又はその代表者が、次のいずれかに該当するもの

ア 暴力団員が事業主又は役員に就任していること

イ 暴力団員が実質的に運営していること

ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること

エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること

オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること

(5) 法人等及びその代表者が、指定管理者として行う業務に関連する法規に違反する者として関係機関に認定された日から2年を経過しないもの

7 詳細は、募集要項による。

8 募集要項を次のとおり配布する。

(1) 場所

ア インターネット

福岡市ホームページ

イ 窓口

福岡市役所（経済観光文化局文化振興部文化施設課）

福岡市中央区天神一丁目8番1号

電話 092-733-5113

(2) 期間等

ア インターネット

令和5年7月18日から同年9月7日まで

イ 窓口

(ア) 期間

令和5年7月18日から同年9月7日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(イ) 時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

9 指定の申請の受付期間及び指定申請書の提出先

(1) 受付期間

ア 期間

令和5年9月8日から同月15日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

イ 時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出先

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（経済観光文化局文化振興部文化施設課）

電話 092-733-5113

福岡市公告第204号

福岡市市民福祉プラザ条例（以下「条例」という。）第16条第1項本文の規定に基づき、次の公の施設について指定管理者の指定を受けようとする者を公募するので、福岡市市民福祉プラザ条例施行規則（以下「規則」という。）第20条の規定により次のように公告する。

令和5年7月13日

福岡市長 高島宗一郎

1 管理を行わせる公の施設の名称及び所在地

名 称	所 在 地
福岡市市民福祉プラザ	福岡市中央区荒戸三丁目

2 指定の予定期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

3 管理の業務の範囲

- (1) 条例第2条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 当該公の施設の利用の許可に関する業務
- (3) 当該公の施設の利用の制限に関する業務
- (4) 当該公の施設の使用料の徴収に関する業務
- (5) 当該公の施設の使用料の減免に関する業務
- (6) 当該公の施設、付属設備、図書、資料等の維持及び修繕に関する業務
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

4 管理の基準

- (1) 開館時間及び供用時間
規則第3条に規定する開館時間及び供用時間
- (2) 休館日
規則第4条に規定する休館日
- (3) 事務室等の管理
前2号に掲げるもののほか、事務室等（条例第4条第1項第1号に規定する事務室等をいう。）の管理については、管理運営業務仕様書による。
- (4) 使用料の徴収
条例第7条第1項並びに規則第12条及び第13条に規定する額を徴収すること。
- (5) 使用料の納入の手続
収納した使用料について、市長が指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）に、収納日の翌日（同日が指定金融機関の休業日である場合は、その翌日以後の最初の営業日）までに納入すること。
- (6) 使用料の減免の基準及び手続
条例第9条並びに規則第15条及び第16条に規定する基準及び手續によること。
- (7) 管理を通じて取得した個人情報の取扱い
個人情報の保護に関する法律第66条第2項において準用する同条第1項に定めるところによること。
- (8) 利用者の利用を制限するときの要件
条例第6条に規定する要件によること。
- (9) 管理に関し本市が負担する金額の上限
令和6年度 228,110千円（議会の議決により額が変動することがある。）
- (10) 管理に係る対価の支払方法
会計年度ごとに指定管理者の請求に基づき支払うこととし、支払時期及び支払方法については指定管理者との協議により別途定める。

5 指定管理者の候補者の選定に係る審査の方法及び基準

(1) 方法

次号アからエまでに掲げる基準の適合審査

(2) 基準

ア 市民の正当かつ公平な利用を確保することができるものであること。

イ 当該公の施設の効用を十分に発揮させるとともに、その管理に要する経費の縮減が図られるものであること。

ウ 当該公の施設の管理をするために必要な経済的基礎及びこれを的確に遂行するために必要なその他の能力が十分であること。

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が必要と認める基準

6 指定管理者の候補者となることができる資格

法人その他の団体又は当該法人その他の団体を代表とする共同事業体（以下「法人等」という。）であって、次のいずれにも該当しないもの

(1) 福岡市契約事務規則第2条第1項及び第2項に規定するもの

(2) 法人等又はその代表者が所得税、法人税、消費税、地方消費税及び本市市税を滞納しているもの

(3) 自らの責めに帰すべき事由により、5年以内に公の施設（当該公の施設以外の施設を含む。）の指定管理者の指定の取消しを受けたもの

(4) 法人等又はその代表者が次のいずれかに該当するもの

ア 暴力団員が事業主又は役員に就任していること。

イ 暴力団員が実質的に運営していること。

ウ 暴力団員であることを知りながら当該暴力団員を雇用し、又は使用していること。

エ 契約の相手方が暴力団員であることを知りながら当該暴力団員と商取引に係る契約を締結していること。

オ 暴力団又は暴力団員に対して経済上の利益又は便宜を供与していること。

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していること。

(5) 法人等又はその代表者が指定管理者として行う業務に関連する法規に違反する者として関係機関に認定された日から2年を経過しないもの

(6) その他指定管理者として社会通念上ふさわしくないもの

7 詳細は、募集要項による。

8 募集要項を次のとおり配布する。

(1) 場所

ア インターネット

福岡市ホームページ

URL <https://www.city.fukuoka.lg.jp/>

イ 窓口

福岡市役所（福祉局生活福祉部地域福祉課）

福岡市中央区天神一丁目8番1号

電話 092-733-5346

(2) 期間等

ア インターネット

令和5年7月18日から同年8月25日まで

イ 窓口

(ア) 期間

令和5年7月18日から同年8月25日まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）

(イ) 時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

9 指定の申請の受付期間及び指定申請書の提出先

(1) 受付期間

ア 期間

令和5年8月16日から同月25日まで（日曜日及び土曜日を除く。）

イ 時間

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 提出先

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所（福祉局生活福祉部地域福祉課）

電話 092-733-5346

正 誤

発行年月日	公報番号	ページ	箇 所	正	誤
令和5年 3月30日	第6945号	24	下から 4行目	誤	第60条の2第1項中「第62条第1号から第4号まで及び第6号」を「第62条各号」に改め、同条第2項中「警備部」を「福岡市災害対策本部において消防局」に改める。
				正	第60条の2第2項中「警備部」を「福岡市災害対策本部において消防局」に改める。

